

新宿区教育委員会会議録

平成21年第1回臨時会

平成21年1月30日

新宿区教育委員会

平成21年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成21年1月30日(金)

開会 午後 2時04分

閉会 午後 2時26分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	濱 田 幸 二	教育指導課長	上 原 一 夫
学校運営課長	菅 波 健	副 参 事	齊 藤 正 之
教育施設課長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第1号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

開 会

木島委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

議案第1号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

木島委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第1号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 委員長、教育政策課長です。

それでは、まず、議案の第1号でございます。説明につきましては概要のほうと、それから新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、この1号関係でございますが、昨年10月10日に特別区人事委員会のほうから勧告と同様に、この案件についても報告という形で出ているものでございます。統一交渉としては、勤務時間については既に労使の妥結を見てございますが、今回の案件、休息時間の廃止だとか休憩時間の変更の取り扱い等については各区事項という形でございますので、この点については条例の規定整理が必要であるということになってございます。

報告の内容につきましては、特に職員の勤務時間は民間準拠ということの基本にしておりまして、国や他の自治体との制度的な均衡を図ることから、報告内容としては1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当ということと、それから休息時間につきましては、これは民間の実態、そういったものが余りないということと、それから国は18年の7月それから東京都は20年の1月に既に廃止をしていると、そういったところも含めまして、報告では早急に廃止すべきだという形になってございました。

それを受けての内容でございますけれども、主な改正内容ということで、以下1番から4番まで出てございます。

1番、1週間の正規の勤務時間数の改正ということで、3条関係でございます。

まず(1)でございますが、職員の1週間の正規の勤務時間というものを、現行の「40時間」から「38時間45分」に改めるとというのが一つでございます。

それから(2)再任用短時間の勤務職員、これは区立幼稚園では現在1人採っているものでございますが、その勤務職員については、現行の「16時間から32時間まで」というところが「15時間30分から31時間まで」というふうに改める内容でございます。

(3)番でございますが、交替制等勤務職員ということで、新宿区の場合には子ども園がその対象になっているところでございまして、長期の時間帯に職員が勤務時間を交替制でやっているところでございます。これにつきまして、1週間の正規の勤務時間を、4週間を超えない期間につき1週間当たり「40時間」から「38時間45分」に改めるというところでございます。

大きな2つ目でございますが、1日の正規の勤務時間数の改正ということで、これは第4条の1項関係でございます。

(1)の職員の1日の正規の勤務時間、これをまた「8時間」から「7時間45分」に改めるとというのが一つです。

(2)は先ほどもお話ししたように、再任用の短期職員とあわせて育児短時間勤務職員、こちらは現在採っている者はございませんが、そういった対象の職員について、1日の正規の勤務時間数の上限を「8時間」から「7時間45分」に改めるといった内容です。

それから大きな3つ目でございますが、これは半日勤務時間の割振りの変更に関する改正ということで、新旧対照表でいきますと6条関係でございます。

(1)番でございますけれども、半日勤務の規定については、勤務時間の2分の1に相当する勤務時間と、単純に8時間ということであれば簡単でございましたが、今回1日の勤務時間が7時間45分ということになりますので、その時間数を明確にする必要が出てきてございます。その具体的なものについては、規則で定める予定になってございます。そこで、その規定整備のためのところが整理をするということで、6条の改正の部分を見ていただきますと、そこで2分の1に相当する勤務時間として教育委員会規則で定める勤務時間という形で整理をさせていただいているところでございます。

(2)番のところでございますが、半日勤務時間の割振り変更の適用を受ける育児短時間

勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の1日の正規の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改めるという内容になってございます。

それから大きな4番目でございますが、休憩時間の改正ということで、こちらは第7条関係でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように全体で勤務時間が15分短くなっているというところの関係がございまして、(1)番ですが、1日の「勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間」の休憩時間というふうな規定でございますが、これを1日の「勤務時間が6時間を超える場合は1時間」の休憩時間に改めるという形で整理をさせていただいてございます。

(2)はそのような形にならないような状況があるような職場、また直接の個人の職員の状況ということで、これは原則ではない例外的な規定ということで整理をさせていただいてるものでございます。6時間を超え、7時間45分を超えない勤務をする場合に、業務の運営だとか職員の健康及び福祉を考慮してその必要がある場合ということで、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができるようなものでございます。これについては、まだ確定ではございませんが、子ども園の対象とするかという話だったり、出退勤の特例の代替措置や保育園の送迎、また家族介護等の対象の方がどうかというようなところが、一つの対象になってくるところというふうになってこようかと思っております。

それから5番目のところについては、休憩時間を廃止するというので、8条については廃止の内容になってございます。

施行日については、21年の4月1日ということでございます。

続きまして、議案の2でございます。こちらにつきましても先ほどの関係と同様に、まず勤務時間の改正に伴いまして所要の改正をすると同時に、主な改正内容として1番から4番まであるものでございます。

勤務時間の、まず1番の改正に伴う改正の部分というところでございますが、(1)番、これは20条関係でございますけれども、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間職員の超過勤務(100分の125)が発生する時間というものにつきまして、従来の「8時間」のところを「7時間45分」に改めてございます。

それから(2)番でございます。こちらについては22条関係でございますが、勤務時間1時間当たりの給与額の算出に用いる休日の時間数というものが、官庁執務型職員の1日当たりの勤務時間ということを用いている関係から、現行の「8時間」というものがこの「7時間45分」には合ってきませんので、そのあたりをどう規定するかということで、今後の条

例の規定整備を想定しますと、そこに書いてございますように「同項に規定する勤務時間（1週間の正規の勤務時間）を5で除して得た時間」という形で、こういう規定をすることで今後の条例改正等にも対応できるような形の規定整備を想定しているところでございます。

そのこの現行で のところには、現在の給与額算定の方法を書かせていただいております。

それから大きな2番でございますが、病気休職者に係る給与の支給期間の改正ということで、こちらは24条の1項2号関係でございます。

こちらはノーワーク・ノーペイの原則や、国または東京都を初め他団体との制度均衡を考えるとところから、病気休職者に係る給与の支給期間というのを、現行は「2年」というところから「満1年」ということで半分にするというものでございます。この実態が、国、都についてはもう既に1年になっているというところも、その対象の前提になっているものでございます。

それから大きな3つ目でございますが、勤勉手当の算定基礎の改正の部分でございます。これは30条の第2項、第4項関係でございます。

勤勉手当の性格からいきますと能率給であるというところから、従来、扶養手当が入るところについては、ほかの数字なんかからいくと、若干その点についての改正が必要だということからしましての今回の改正の中身につきましては、従来、給与月額ということで扶養手当がここに入ってきてございました。また、そこに係る地域手当の月額も入ってございました。その部分から、新たな概念としまして勤勉手当基礎額という概念を用いまして、そこには扶養手当分、それに係る地域手当への月額、そういったものを控除するという基礎額を前提に算出するという形で整理をさせていただいているものでございます。これについては、今までのこととの経過期間を尊重するということから、23年度までは現行の形でいくという形になっているところでございます。

(2) のところでございますが、こちらは今申し上げました個人的なレベルとは違って、全体としてその出したものについての総額との関係でこれは整理をさせていただいているところでございますが、そのこの扶養手当を控除した相当分については、新たに先生たちの原資という形で拠出する形の中で、その部分を運用していくということを想定したものでございます。

(3) 番のところは、園長、教頭等ということで、子ども園の副園長もここに入ってくるものでございます。主任もそこに入ってまいります。そこについては「勤勉手当基礎額」、「給与月額」については、それぞれ職務段階別の加算というものが適用されてございます。

全体では12%以内でこれを加算している実態がございますが、そういったものを定めるとい
うことでございます。

それから大きな4番目でございますが、義務教育等教育特別手当の上限額の改正関係でご
ざいます。こちらについては31条の2項関係でございます。

これはご案内のとおりいわゆる骨太の方針と言われます2006年に出たものでござい
ますが、教員職員の人材確保との関係から、それに関する特別措置法との関係で、今月
からその教員給与の優遇措置については、実は国庫負担金の給与月額3.8%から3.0%と
いうことで縮減されてございまして、それから東京都や他の団体との関係につきま
して見直しをするという方向が出てございまして、東京についてもそういったところ
から支給月額上限を改めようということで、今回「9,800円を超えない範囲内」につ
いては「7,900円を超えない範囲内」ということで上限額の減額を規定しているところ
でございます。そういった国との状況から今回は改正をする予定ということござい
ます。

施行日につきましては平成21年4月1日からということで、附則の2番のところにつ
いては、先ほどの休職者等の給与の改正に伴った措置というところへ、従来からその
対象の方については従来2年ということ適用するというような形で規定しているもので
ございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

木島委員長 説明が終わりました。

議案第1号について御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

非常に内容的に難解であると言わざるを得ないんですけれども、特に幼稚園、教育
職員の勤務時間ということ、またこれもなかなかきちんと決められるものではないとい
うようなところもあって、それなりに、これはもう今のところは交渉中ということな
んですか。ほとんどこのまんま。

はい、どうぞ。

教育政策課長 教育政策課長。

木島委員長 はい。

教育政策課長 現在ここについては、区の職員労働組合のほうと交渉させていただ
いていることございまして、このような状態で妥結するのではないかとこのふう
に予定してございます。

木島委員長 はい、わかりました。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 4番です。質問なんですけど、この休憩時間というものは、これは連続してとることを想定しているものなんでしょうか。

教育指導課長 はい、委員長。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 基本的には続けてとらなければならないということではないのですけれども、一つの職場の中で決められた、つまり一人一人が全く別々というよりも、決められた時間の中で同じようにとっていくという形にはなっております。

木島委員長 よろしいですか。

確かに、この時間、ずっと続けてその職場からその時間いなくなれば別でしょうけれども、なかなかそういうところは難しいでしょうね。

いかがですか、ほかに。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第1号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号について御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

なければ1つお聞きしますけれども、この休職つまり病気の休職ですが、以前は2年間、以前じゃなく今は2年間、これからは1年間ということですが、つまり180日病気休暇の後1年間100分の80、有休の期間、これがきちんと徹底されるということですね。

教育政策課長 教育政策課長です。

木島委員長 はい。

教育政策課長 委員長御指摘のとおり、現行は180日間の病気休暇の後、その病気休職という形では全体では3年でございますが、現行ではその給与の8掛けで2年間は給与を受けてございますから、今回はその期間を1年にするというので、現在の無給の期間の1年が、2年間無給の期間が広がると、そんな形で徹底されるということでございます。

木島委員長 これは一概にノーワーク・ノーペイということだけではなくて、病気の治療法ということも背景にあるだろうと思うんですけどもね。例えば昔はよく結核なんかですと、

どうしても180日間の後2年間ぐらいは療養生活を送るということで2年間だったんだろうと思いますけれども、いろんな病気の治療法も進歩したから1年間でいいということなのかもしれませんけれども、ただ単にノーワーク・ノーペイというのが基本なんですかね、背景の。それ以上は言わないですけど。

教育政策課長 やっぱり原則はノーワーク・ノーペイというのが前提ございますから、実際に8掛けの期間をどうするかというのは一定の裁定判断はあろうかと思いますが、その原則との関係でまさしく他の国や自治体の状況を見ながら判断していくということではあろうかなと思います。

木島委員長 いかがでしょうか、ほかに、御質問。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第2号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

閉 会

木島委員長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 2時26分閉会